

清瀬市いじめ防止のための行動計画

第5期実施計画（令和8年度～令和10年度）

令和8年2月

清瀬市

1 清瀬いじめ防止のための行動計画の基本的な考え方

(1) 目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、社会全体で取り組まなければならない課題です。

清瀬市では、平成 26 年 8 月、社会総がかりでいじめ問題に取り組み、いじめ防止等のための対策を総合的、効果的に進めるために「清瀬市いじめ防止基本方針」を策定しました。そして、「清瀬市いじめ防止基本方針」の具体的な取組を「清瀬市いじめ防止のための行動計画」に表し、「いじめのないまち清瀬」を目指していきます。

(2) 性格

この行動計画は、「いじめ防止対策推進法（平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）」、「東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年 7 月 2 日公布・施行）」、「東京都いじめ防止基本方針（平成 26 年 7 月 10 日）」、「東京都教育委員会いじめ総合対策（平成 26 年 7 月 10 日）」、「清瀬市いじめ防止基本方針（平成 26 年 8 月）」及び「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申「いじめ総合対策に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（平成 28 年 7 月 28 日）」の内容を具体的に表すものです。

清瀬市教育委員会は、平成 26 年 8 月に「清瀬市いじめ防止のための行動計画（第 1 期実施計画）」を策定しましたが、上記及び本市立小中学校児童・生徒の状況を踏まえて実効性のある計画とするため、3 年ごとに実施計画を繰り返し改訂しています。

(3) 期間

いじめはいつでもどこでも起こりうるものです。心豊かで安全・安心な社会、いじめのない社会をつくりあげていくためには、本行動計画を継続的かつ着実に進めていくことが必要です。一方で子供を取り巻く環境は常に変化し続けています。その変化について対応することができる普遍的な行動を策定するためには、「計画・実行・評価・改善」の取組を一定程度の期間継続することで検証を進めるとともに見直しを図る必要があります。さらに、行動計画の内容が実行され浸透するためには一定程度の時間を要する内容も含まれていることから、清瀬市いじめ問題対策連絡協議会において毎年度の評価・改善を継続するとともに、行動計画の検証・見直しを 3 年ごとに実施します。なお、次回（第 6 期実施計画）の改定作業は令和 10 年度中に行う予定です。

2 いじめ根絶のための行動計画

いじめ問題の根本的な解決のためには、子供たちの豊かな心を育む取組の充実を図るとともに子供たち自身が、考え行動できるような仕向けることを中心としながら、いじめを発生させないための取組と万が一いじめが発生した時に適切に対応するための取組が必要です。

教育委員会は、子供たちの豊かな心を育む取組を重視した施策を中核に置きつつ、いじめ防止の取組を社会総がかりで総合的に推進します。

学校は、いじめに対する教職員の危機管理意識を高め、軽微ないじめをも見逃さない適切な指導を行うことで、いじめ防止を総合的に推進します。

(1) ねらい

① 子供たちの豊かな心及び人権尊重に基づく主体的な行動力を育むための「開発的アプローチ」

人は生命の尊さに触れたとき、自らの思いやりや慈しみの心を再確認します。逆境にも負けず力いっぱい生きる人々と出会ったとき、人権意識や相互に助け合う気持ちを高めます。清瀬市では、教育委員会の重要施策である「命の教育」や「特別支援教育」を核に、赤ちゃんとの触れ合いや障害のある方との出会い等、家庭や地域、関係機関と協力して取り組む体験的な学習を通して子供たちの豊かな心を育みます。

② いじめを発生させないための「予防的アプローチ」

いじめられた子供や保護者等は、大きな苦しみと不安を感じます。学校での取組はもちろんのこと、家庭・地域を含む全ての人々が気持ちを確実に受け止め、いじめられた子供を社会総がかりで守らなければなりません。清瀬市では、全ての教職員がいじめを起こさない、見逃さないように指導力の向上を図るとともに学級経営診断や市独自いじめ調査等を実施し、また、教育支援センター（教育相談室、フレンドルーム、スクールソーシャルワーカー、就学相談）を中心とした相談体制の整備を進めることを通して市民窓口としての機能の強化を図ります。

③ いじめ問題に適切に対応する「問題解決的アプローチ」

いじめは、保護者・学校・地域・関係機関の連携により、社会総がかりで取り組むことが必須です。清瀬市では、いじめ発生に際して解決への取組をより実効性のあるものとするために、教育支援センターによる問題解決への支援はもとより、校内組織を中心とした学校、関係機関、保護者、地域と密に連携し、適切な取組を進めます。

(2) 取組内容

取組内容名 ／アプローチ種別	趣旨・内容等	変遷の態様 ／備考（主体者）
①赤ちゃんのチカラプロジェクト ／主に開発的	<p>命の教育の推進を通して児童・生徒に命の重みを感じ取らせるとともに自他の命を守る主体的な態度を育みます。</p> <p>この取組は地域のNPO法人を介して赤ちゃん、保護者、地域の方々の協力を得て行うため、正に社会総がかりによる取組であると言えます。</p>	<p>継続・改善 ／小学校は第5学年高学年、中学校は第3学年にて実施</p>
②認知症サポーター養成講座 ／主に開発的	<p>生涯健幸部介護保険課と連携して認知症サポーターを養成します。児童・生徒自身が該当高齢者に支援できることを自覚させ、自尊感情を高めていくとともに実践的な行動がとれる力を身に付けさせます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
③全生園（国立ハンセン病資料館）を活用した体験活動 ／開発的	<p>人権課題「HIV感染者・ハンセン病患者等」に基づく人権教育を通して、差別・偏見がいかに、差別・偏見を受けた人たちを苦しませ悲しませるかを正しく理解し、どのような立場の人であっても公正・公平に接することの大切さを学ばせます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
④道徳教育推進委員会 ／主に開発的	<p>考え議論する道徳授業の充実を図り、特にいじめを念頭に、道徳科の内容項目の「生命の尊さ」、「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会正義」を重点に置き、その指導方法等を研究し、成果を学校に普及します。</p>	<p>継続・改善 ／各校道徳教育推進教師</p>
⑤清瀬市道徳郷土資料集の活用 ／開発的	<p>本資料は、道徳教育推進委員会の協力を得て、平成27年度末に完成しました。令和4年3月には、改訂版及び活用事例集が完成しました。</p> <p>本資料を活用し、「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」等を育てていきます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
⑥道徳授業地区公開講座 ／開発的	<p>各校における道徳教育について、保護者・地域の方への理解を促進し、意見交換等を通して社会総がかりで子供たちの豊かな心を育みます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
⑦命と人権教育推進委員会 ／主に開発的	<p>全校1名ずつ、命と人権教育推進委員を任命し、生命尊重を基盤とした人権教育を推進していきます。</p> <p>また、東京都人権センターを活用したフィールドワーク研修等を活用し、教員研修の充実を図るとともに、これまでの各校の具体的な実践や取組の成果を全校で共有し、児童・生徒の人権感覚を高めていきます。</p>	<p>継続・改善 ／命と人権教育推進委員</p>

⑧命の教育フォーラム ／主に開発的	清瀬市立小・中学校の代表児童・生徒が集い、命の大切について協議し、自分たちが主体的に活動できる取組について考えます。 テーマに沿って議論をする中で、お互いを認め合うことよきや大切さを学び合いながら、命の大切さについて、子供も大人も一緒に考えます。	継続・改善 ／市民
⑨いじめ撲滅に向けた各校の取組 ／主に開発的及び予防的	いじめ撲滅宣言（平成27年度生徒会サミットにて議決）を受け、各校の児童会・生徒会が中心になって、いじめ撲滅に向けた取組を自律的に行います。 SNSの適切な活用等に向けては、家庭と連携した取組の充実を図っていきます。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑩スクールカウンセラー（SC）の全校配置 ／主に予防的及び問題解決的	小・中学校に引き続き全校配置します。 小学校第5学年及び中学校第1学年で全員面接を実施し、SCと児童・生徒がラポールを構築し、カウンセリングを受けやすい環境をつくるとともに、いじめの兆候をいち早くキャッチします。また、いじめが発生した場合は、臨床心理学の立場から児童・生徒を支援します。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑪スクールソーシャルワーカー（SSW）の学校派遣 ／主に問題解決的	不登校傾向を示す児童・生徒や福祉的な支援が必要な家庭に対してSSWを派遣します。 必要があれば、学校の校内支援会議にSSWが参加し、共通理解を図ったり、課題の解決に向けた協議を実施したりします。	継続・改善 ／小中学校又は家庭等にて実施
⑫教職員に対する資質向上への取組 ／全	教育委員会は、3つのアプローチによるいじめ防止やいじめ問題の解決に向けた取組についての研修を職層別研修会や各種委員会等を通じて教職員に行います。また、学校は、校長のリーダーシップの下、職員会議等を通じて研修を行います。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑬巡回相談等の実施（専門家チームの学校訪問） ／主に予防的	教育委員会の専門チームが、学校の要請に応じて巡回相談・学校訪問（特別支援学校のセンター機能を活用した訪問事業、教育相談室心理士の定期訪問）を行い、いじめの予防又はいじめ問題の解決について支援します。	継続・改善 ／小中学校にて実施
⑭教育相談室 ／予防的及び問題解決的	悩み相談ホットラインを開設し、心理を専門とする相談員が支援を行います。	継続・改善 ／市内幼保小中学生等（18歳まで可）、保護者
⑮月例いじめ実態調査 ／主に問題解決的	教育委員会は、学校を通じて毎月いじめを受けたと認知した児童・生徒についての調査を行っています。 学校では、いじめの態様、対応状況等を常に把握し、いじめを受けた児童・生徒を解決後も継続して見守り、教育委員会と情報の共有を行いながら連携して対応していきます。	継続・改善 ／小中学校にて実施

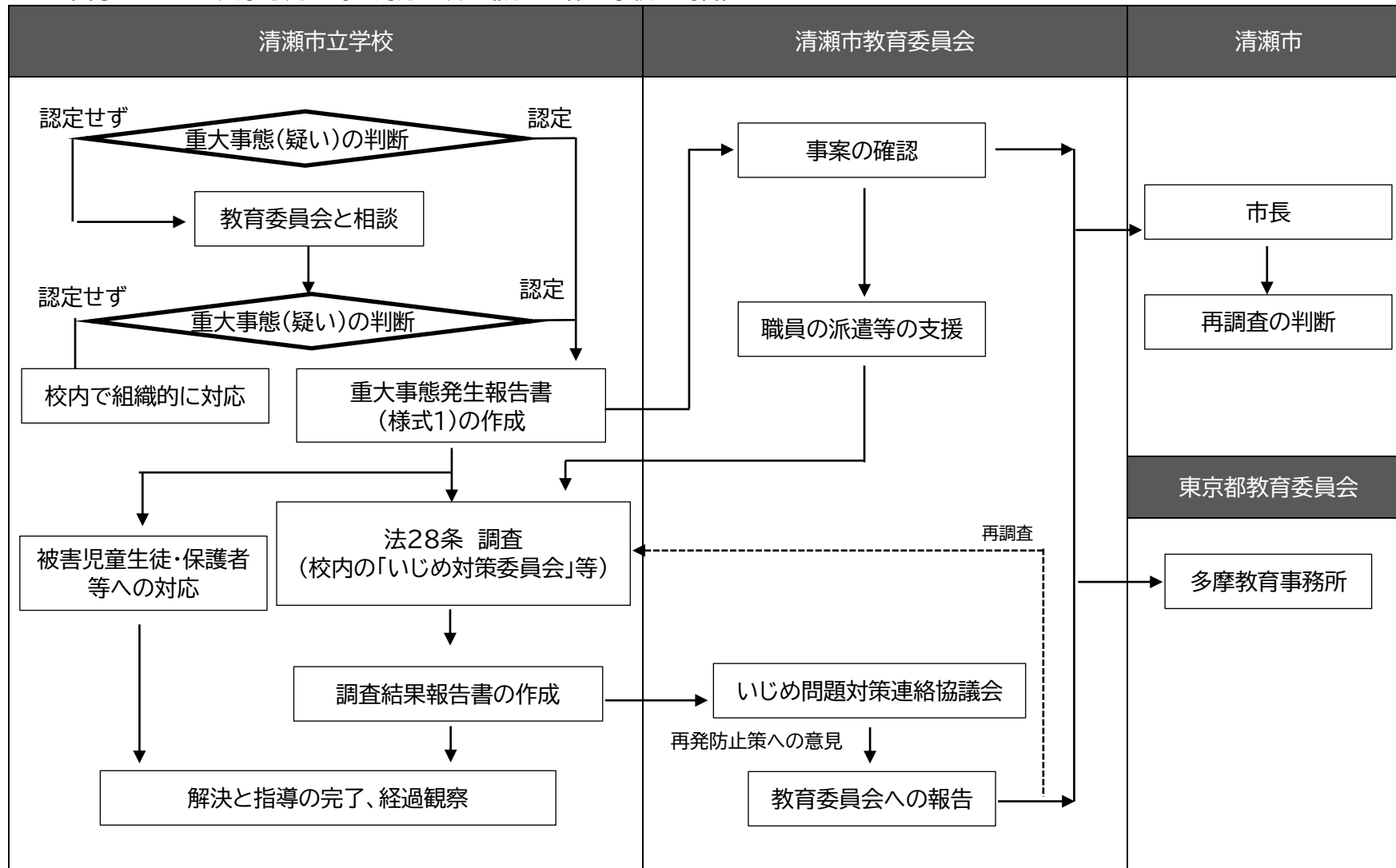
<p>⑩健康観察アプリや学校環境適応感尺度「アセス」を活用した支援の実施 ／主に予防的</p>	<p>健康観察アプリを活用し、生徒の悩みや変化に早期に対応できるようにします。</p> <p>学校生活における児童・生徒個々の意欲や集団への適応感、学級集団の状態等を質問紙によって測定します。これにより、いじめの兆候をキャッチするとともに、いじめの発生や深刻化の予防、いじめの被害児童・生徒への支援を行うツールとします。</p> <p>市内全ての学校が活用できるように、活用が進んでいる学校の事例を水平展開する方法を検討します。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
<p>⑪いじめに関するアンケート調査 ／主に予防的</p>	<p>児童・生徒本人が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめではなく、トラブルである」という理解をするのではなく、いじめとして認知することが大切です。</p> <p>東京都教育委員会は、6月、11月を「ふれあい月間（いじめ防止強化月間）」と定めています。</p> <p>学校はこれを受けて、いじめ防止に関する取組を工夫して行います。この取組の一環としていじめに関するアンケートを実施し、いじめ問題をはじめ学校への適応状況を児童・生徒に直接調査しています。また、その結果を基に個別面談を行い、いじめ防止対策委員会（校内）に報告し、学校組織として対応しています。</p> <p>アンケートの回収方法は、封筒に入れて全員提出してもらったり、家庭でアンケートを書いてももらったりするなど、必ずしも教室だけの調査・回収に終わらせることなく、一定の人間関係への配慮に努めています。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
<p>⑫（校内）いじめ防止対策委員会 ／全</p>	<p>学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ防止基本方針」を定め、これを根拠にしていじめ防止対策委員会を設置しています。</p> <p>いじめ（疑いも含む）の第一報は同委員会に報告され、対応策が協議されます。予防的・問題解決的アプローチだけでなく、開発的アプローチにも取り組んでおり、正にいじめ防止及びいじめ問題の解決に取り組む役割を担っています。必要に応じて教育委員会や教育相談室等との連携を取りながら行動しています。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>

<p>⑱清瀬市いじめ問題対策連絡協議会／全</p>	<p>「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」に基づき設置しています。</p> <p>構成は、清瀬市立小・中学校、清瀬市民生・児童委員協議会、警視庁東村山警察署、学校支援本部、清瀬市子ども家庭支援センター、清瀬市教育委員会（SSW、教育相談員）となっており、各年度における教育委員会及び学校のいじめ問題への対策等について、取組の報告・評価や行動連携の確認を行っています。</p>	<p>継続・改善 ／教育委員会が主催</p>
<p>⑳理解啓発・広報活動／全</p>	<p>本計画や清瀬市いじめ問題対策連絡協議会の様子をホームページ上に公開し、その取組を広く市民に浸透させていきます。</p> <p>また、清瀬市民生児童委員協議会や学校支援本部、その他保護者会等において、本行動計画の広報活動を行い、保護者、地域住民、市民への理解啓発に努めます。</p>	<p>継続・改善 ／関係者の集まる ところへ教育委員会職員を派遣又は 小中学校にて実施</p>
<p>㉑命の週間 ／主に開発的及び 予防的</p>	<p>年2回（2学期開始時及び3学期開始時の1週間）、「命の週間」を位置付け、本行動計画や学校が定める計画に基づき、「いつでも誰とでも相談週間」や「あいさつプラス一言運動」などを行い、児童・生徒一人一人に寄り添った対応に努めていきます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
<p>㉒校則の見直し等に関する取組／主に開発的及び予防的</p>	<p>校則（小学校における「生活のやくそく」等も含む）の内容について、児童・生徒の実情、保護者の意向、地域・社会の状況、時代の進展などを踏まえ、児童・生徒、保護者、地域等から意見を聴取しながら、継続して点検・見直しを行います。</p> <p>例えば、標準服、髪型などに関わる校則について、合理的理由のないものについては改善していきます。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>
<p>㉓多様性の尊重に関する取組／主に開発的及び予防的</p>	<p>合理的理由のないものについては、男女混合名簿を使用するなど、多様性に配慮します。</p>	<p>継続・改善 ／小中学校にて実施</p>

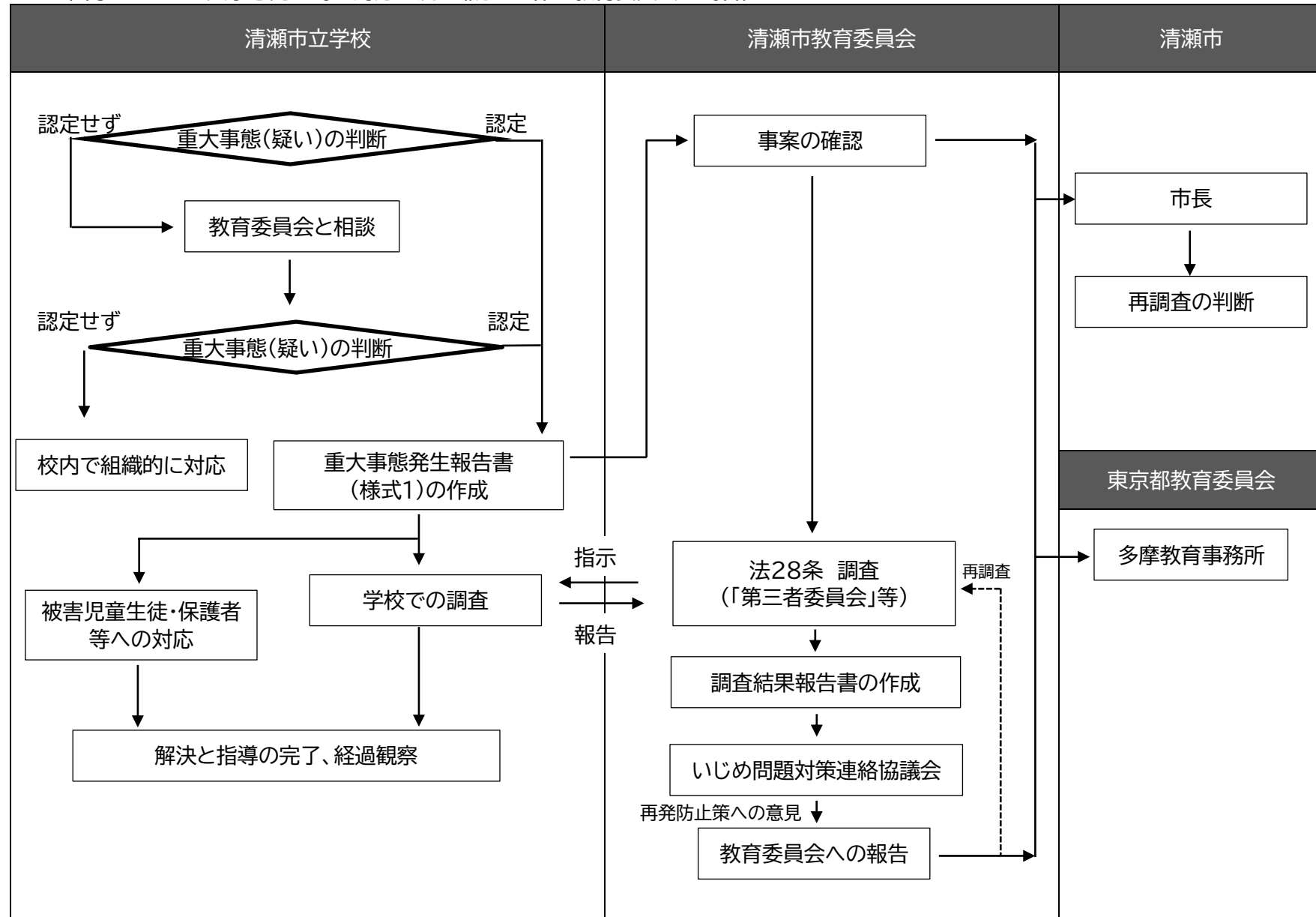
【資料】

いじめの対応については、「いじめ総合対策【第3次】」（東京都教育委員会 令和7年6月）を基本とし、対応を図る。いじめの重大事態については、上記資料を参考にするとともに、以下に示すフローチャートを基に対応する。

フロー図① いじめ重大事態発生時の対応の流れ(調査主体が学校の場合)



フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ(調査主体が教育委員会の場合)



(様式1)

発第 号
令和 年 月 日

清瀬市教育委員会教育長 殿

清瀬市立 学校
校長

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 いじめに係る被害児童について

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生年月日
- (3) 学年・学級
- (4) 保護者氏名
- (5) 学級担任氏名

2 いじめに係る関係児童について

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備考
1				児童A
2				児童B
3				児童C
4				児童D
5				

3 いじめに係る事態の内容

- (1) いじめの態様
 - ア 重大事態の分類
 - イ いじめの態様
- (2) いじめの行為の概要
- (3) いじめ発見のきっかけ
 - ア 分類
 - イ 発見のきっかけの概要
- (4) いじめに係る行為が行われた期間
令和 年 月 から 令和 年 月 まで
- (5) 発生報告時の状況の概要

4 事実経過及び学校の対応等

月 日	事実経過	学校の対応		その他
		被害児童・生徒及び保護者への対応	加害児童・生徒及び保護者への対応	

5 学校における今後の対応

(1)調査の内容及び方法について

- ア 加害児童・生徒への聞き取り (例)
- イ 関係児童・生徒への聞き取り (例)
- ウ アンケートの実施 (例)
- エ 教職員の聞き取り (例)
- オ ※調査方法があれば、追記する。

(2)調査結果報告予定日 令和 年 月 日

(3) その他